

税制改正の概要

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等への寄附が一層しやすくなりました

大臣官房政策課

平成一九年度税制改正において、文部科学省関係では、次のような優遇措置が講じられることになりました。

寄附金控除の拡充

教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等の振興を図るには、公的な助成のみならず、民間からの寄附等による支援を促進していくことが重要です。

我が国においては、特に個人からの寄附自体が欧米に比べ極めて低い水準にあり、一層の促進策が必要とされてきました。

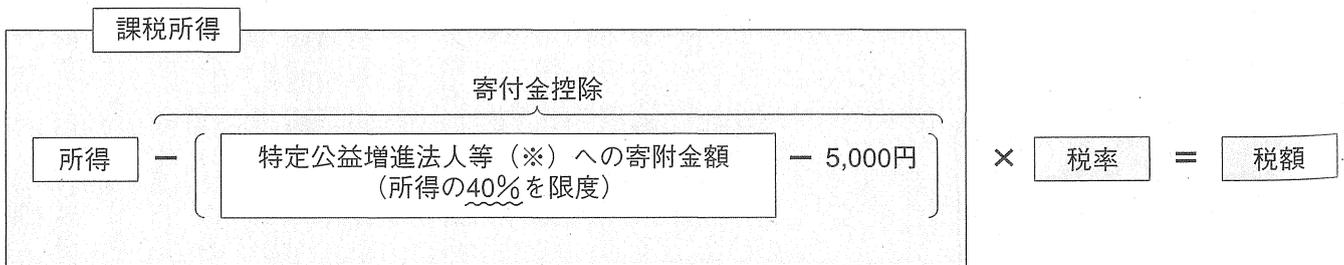
このため、国や地方公共団体、独立行政

法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人および一定の民法法人等（以下「特定公益増進法人等」という）に対して個人が寄附を行った場合には、一定額を、所得税の課税所得から控除することができます。「寄附金控除」の制度が設けられています。

この寄附金控除については、平成一八年度税制改正において、適用下限額が一万円から五〇〇〇円に引き下げられました。これにより、特定公益増進法人等に対する寄附金の額が年間合計で五〇〇〇円を超えれば減税の対象となり、小口の寄附が大きく促進されたところです。

さらに、平成一九年度税制改正において

図 個人からの寄附金控除（所得税）のしくみ



※教育、文化、スポーツ、科学技術・学術分野の対象法人については、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm) をご参照ください。
 その他、寄附金控除の詳細については、国税庁タックスアンサー (<http://www.taxanswer.nta.go.jp/index2.htm>) をご参照ください。

は、個人からの大口の寄附を一層促進するため、所得の三〇%までとされていた控除の上限が、所得の四〇%まで引き上げられることになりました。

これらの優遇措置の拡充により、教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等に対する国民の皆様方の寄附の輪が一層広がることが期待されています。

幼稚園等における給食代、 スクールバス代の消費税非課税化

幼稚園等（幼稚園および特別支援学校の幼稚部をいう）については、授業料（保育料）や施設設備費等は消費税が非課税とされる一方、給食代やスクールバス代は課税対象とされてきました。

しかし、食育の重要性の高まりや、登降園時における幼児の安全確保の必要性の高まり等の社会状況の要請をふまえ、給食やスクールバスによる送迎を幼児教育の一環として位置づける通知（平成一九年一月一九日文科科学省初等中等教育局幼児教育課長）が発出されたことを受け、給食に係る経費を授業料（保育料）に含めて徴収している場合や、スクールバスの維持・管理に要する費用を施設設備費に含めて徴収している場合には、消費税は非課税となることが明確化されました。

重要文化財の 譲渡所得非課税措置の恒久化等

個人が、重要文化財を、国、地方公共団体、国立文化財機構、国立美術館または国立科学博物館に譲渡した場合には、当該譲渡所得について、所得税が非課税になる措置が、平成一八年度までの時限措置として講じられてきましたが、今回の改正により、これが恒久措置化されました。

また、個人が、重要文化財に準ずる文化財を、国、国立文化財機構、国立美術館または国立科学博物館に譲渡した場合には、平成一八年度までの時限措置として、当該譲渡所得の二分の一が控除されてきましたが、今回の改正により、適用期限がさらに五年間延長されました。

これらの優遇措置が、国民共通のかけがえない財産である重要文化財等が国等に円滑に譲渡され、その散逸、滅失を防ぐとともに、国民に広く公開されるインセンティブとなることが期待されています。

